

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号

( 本社事務所  
東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5  
番地 (偕成ビル) )

**太洋物産株式会社**

代表取締役社長 松島 伸介

### 第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会におきましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を見合わせることをご検討いただき、書面による議決権行使を行っていただくことを強くご推奨申し上げます。

なお、本株主総会会場におきましては、座席間隔を大きく広げることから用意できる座席に限りがございます。そのため、ご出席数が規定の50名に到達する等、感染防止策が取れないと当社が判断した場合、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承の程よろしく願います。

書面による議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月27日(火曜日)午後5時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2022年12月28日(水曜日)午前10時  
(受付開始は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地 偕成ビル 6階 ホール
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項 第82期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)事業報告、計算書類報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件  
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第6号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.taiyo-bussan.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
  - ①事業報告の 「業務の適正を確保するための体制」
  - ②計算書類の 「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」したがしまして、本招集通知ご通知提供書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、計算書類の一部であります。
- ◎本招集ご通知に添付しております株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.taiyo-bussan.co.jp/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様への粗品等のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

# 事業報告

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における経済環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、ワクチンの接種の進展や各種政策の効果等もあり、経済活動が段階的に再開されたことから、徐々に持ち直しの動きがみられましたが、ロシアのウクライナ侵攻に伴う資源価額の上昇や急激な円安に伴うマーケットの混乱が見られるなど、先行きの予断を許さない状況となっております。

このような環境の下、当社の主要商材である食肉関連では、外食産業を主要取引先としていることから、新型コロナウイルス感染症の影響による来客数の減少に伴い牛肉・加工食品の仕入量が抑えられ、当社の販売量も減少しました。また、原産地での新型コロナウイルス感染症の広がりが収束しつつあることから、生産量及び船積遅延等による供給は回復基調にあります。燃料費の高騰に急激な円安も加わり、食肉全般で価格が高騰しております。

しかしながら、このような環境にあるものの、比較的安価な食肉としての輸入鶏肉の需要が高まり、鶏肉の輸入販売におきまして、国内需要の増加及び販売単価の高い水準での推移が長期間にわたって継続したことにより、取扱数量・売上高共に当初の予想を大幅に上回る結果となりました。

農産品では、当事業年度の前半では、大豆等で中国などの産地価格が上昇したことや、ロシアでは輸出規制等も行っており、割高感から取扱数量が減少傾向にありましたが、当事業年度の後半にかけて、産地の確保に成功したことや、緑豆等の取引が増加したことから、売上高を増加させることができました。

中国向けビジネスに関しては、中国のネット販売会社向けの生活関連商品の拡販により、想定以上に売上高を伸ばすことができました。

輸入豚肉に関しましても、当事業年度では欧州産の取引の販売を強化したため、取引量が大幅に増加しつつあります。

この結果、当事業年度における売上高は210億45百万円(前事業年度比 28.1%)

増)、営業利益2億35百万円(前事業年度比4.9%増)、経常利益1億73百万円(前事業年度比0.8%増)、当期純利益1億33百万円(前事業年度比17.3%増)となりました。

## (2) 事業部門別の概況

次に事業部門別の概況をご報告申し上げます。

### (食料部)

牛肉・タイ産の加工食品につきましては、産地価格が高騰している中、新型コロナウイルス感染防止が優先されておりましたが、国内での外食機会も徐々に回復基調であり、海外での生産や輸送等も徐々に回復基調にあります。前事業年度比では取扱数量・売上高共に減少となりました。

鶏肉におきましては、国内需要の増加及び販売単価の高い水準での推移が長期間にわたって継続したことにより、取扱数量・売上高共に当初の予想を大幅に上回る結果となりました。

この結果、当事業年度の売上高は、100億20百万円(前事業年度比3.4%増)となりました。

### (営業開拓部)

農産品につきましては、大豆等で中国などの産地価格が引き続き高騰しており、また、産地国の輸出規制の影響を受けたものの、新規取引の開拓により、利益率の高い商品の販売を強化し、売上高を増加させることができました。化学品は、利益率の高い商品の取引を伸ばすことができ、売上高を増加させることができました。中国関連では、2020年9月期から開始した、中国のネット販売会社向けの生活関連商品の拡販により、順調に売上高を伸ばすことができました。

この結果、当事業年度の売上高は、84億53百万円(前事業年度比51.9%増)となりました。

### (生活産業部)

輸入豚肉では、前事業年度より、新たな取り組みで、欧州産豚肉の売上げを伸ばしております。取扱数量・売上高ともに増加となりました。

この結果、当事業年度の売上高は、25億71百万円(前事業年度比119.6%増)となりました。

[事業部門別売上高]

(単位：百万円)

	第 81 期 2020年10月1日から 2021年9月30日まで		第 82 期 2021年10月1日から 2022年9月30日まで		前事業年度比	
	(2021年度) 構成比	(2022年度) 構成比	増減額	増減率		
食料部	9,690	59.0%	10,020	47.6%	330	3.4%
営業開拓部	5,562	33.9	8,453	40.2	2,891	51.9
生活産業部	1,171	7.1	2,571	12.2	1,400	119.6
合計	16,423	100.0	21,045	100.0	4,622	28.1

### (3) 対処すべき課題

当社は、当社の主要商材である食品関連はハムソーセージメーカーや外食産業をメインに販売しており、コロナ禍の影響から、取扱数量及び売上高を伸ばすことは厳しい状況ですが、新規販路の拡大、新規商品の開発等、商品の構成力を高め、「量より質」で利益率の高い商品の販売強化を図ります。

また、鶏肉の輸入販売では、輸入鶏肉市場の相場の影響を受けることから、状況によっては当社の想定通りに収益を計上できず、結果として仕入価格が販売価格を上回るリスクが存在します。

加えて、南米諸国からの輸入においては、仕入から販売による代金回収までに6ヶ月以上の期間を要するリスクがあります。

当社としましては、これらのリスクを最小限に留めるため、国産鶏肉の販売や、代金回収までの期間を短縮する施策等により、利益率を考慮した取引の確保を目指してまいります。

なお、食品関連以外の取引においては、農産品・化学品の魅力ある商品や企画の提案を通じて販売活動を展開しており、その他中国向けの取引では、日本製の商品の輸出入だけでなく、三国間取引も含めて、旺盛な中国の消費に対応してまいります。

次に、当社の財務状況は、自己資本比率6.8%と、事業資金の大半を金融機関からの間接金融に依存しております。当事業年度においては、第三者割当増資を実施し、自己資本比率の改善に努めてまいりましたが、今後も事業収益の確保による自己資本比率の更なる改善を目指してまいります。なお、当事業年度につきまして

は、前事業年度に続き利益を確保し、5億64百万円と順調に純資産を積み上げてきております。

よって、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消したと判断しております。

以上の状況を踏まえ、当社は次の4つの基本方針の下、全社一丸となって取り組んでまいり所存です。

#### ①利益率の向上と安定的利益の確保

畜産物を中心とした当社基幹事業の中で、多様化する顧客の幅を広げ、一次加工品及び加熱加工品を充実強化するとともに、当社が得意とする事業分野で、より専門的な商品を取り扱って利益率の向上と安定的利益の確保に努めます。また、中国やインド等の内需拡大を受け、日本産の商品、並びに三国間取引を通じて魅力ある商品の提供を行い、利益の創出を目指します。

#### ②リスクの分散・回避

相場変動や商品リスクを分散・回避するために、実需に見合う数量・価格等の取り引きを行いながら、商機を逃さず収益が確保できる仕組みの構築を目指します。

#### ③機動的な資金の投入

商品の仕入及び販売の管理コントロールの徹底を図り、必要とする部門への機動的な資金の投入ができる体制構築を目指します。

#### ④自己資本比率の改善

純資産が5億64百万円であることから、営業利益の確保のみならず、想定外に発生しうるリスクに耐える体制とするため、貸借対照表における純資産の部を盤石なものとするに努めます。

### (4) 設備投資の状況

該当事項はありません。

## (5) 資金調達の様況

当社は、2022年9月1日に第三者割当により333,600株の新株式及び第1回新株予約権5,560個（目的となる株式の数555,600株）を発行し、323百万円の資金調達を行いました。

## (6) 直前3事業年度の財産及び損益の様況

区 分	第79期 (2019年度)	第80期 (2020年度)	第81期 (2021年度)	第82期 (2022年度)
売上高 (百万円)	19,519	14,800	16,423	21,045
経常利益 (百万円)	△39	△323	171	173
当期純利益 (百万円)	△42	△391	113	133
1株当たり当期純利益	△32円11銭	△294円79銭	84円8銭	81円75銭
総資産 (百万円)	9,684	7,601	7,587	8,235
純資産 (百万円)	237	△158	103	564
1株当たり純資産額	179円7銭	△119円26銭	64円95銭	292円9銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
2. 「△」は損失を示しております。  
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係わる各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (第79期)

牛肉につきましては、海外からの仕入価格が上昇を続け、販売単価に転嫁できず、利益率を改善できませんでした。鶏肉も前期末頃からの相場の上昇があったものの、夏場以降、期末に向け相場が弱含みに転じ、売上高・利益率ともに減少となりました。加工食品につきましても、輸入価格の割高感から取扱数量・売上高とも減少しました。豚肉につきましては、スペイン産豚肉の輸入に加え、新たにオーストリア産・アイルランド産・イタリア産・デンマーク産豚肉の輸入取引も順調に進んだことから取扱数量・売上高とも大幅な増加となりました。

食肉関係以外では、中国向け車輻部品・エンジンは、販売終了に伴い取扱数量・売上高とも減少となりました。農産品につきましては、緑豆の品質が昨年比べて低下したため販売が伸びず、中国産大豆も品質には問題ないものの、中国産離れの影響もあり取扱数量・売上高とも伸び悩みました。化学品につきましては、韓国向け出荷が落ち込んだこと、当社が取り扱っている日本製の化学品原料の提示価格が、海外勢からの価格に対して競争力を失い、取扱数量・売上高とも減少しました。

(第80期)

食肉関連では、外食産業を主要取引先としていることから、牛肉・加工食品は、需要の落ち込みがダイレクトに販売量の減少の要因となっており、また鶏肉に於いては、コロナ禍での販売低迷に加え、オリンピック等の来日客増加などでのインバウンド需要を見越した仮需の在庫が市況を圧迫した結果、販売価格は低迷し、更に期末には在庫調整等の動きもみられ、取扱数量・売上高とも減少となりました。

農産品では、大豆等で中国などの産地価格が上昇したこともあり、割高感から取扱数量・売上高とも減少しました。車輻・部品等では、当事業年度に入りエンジンの取引が終了していることもあり、売上高が大きく減少となっておりますが、その対応策の代替商材として第3四半期より取り組み始めた中国のネット販売会社向けの生活関連物資が、順調に売上高を伸ばすことができました。

輸入豚肉に関しましては、既存の輸入取引の商流等の変更があり、取扱数量・売上高とも減少となりました。

(第81期)

食肉関連では、外食産業を主要取引先としていることから、来客の減少から牛肉・加工食品の仕入量が抑えられ、当社の販売量も減少いたしました。また、原産地での新型コロナウイルス感染症の広がりも加わり生産量の低下や船積遅延等による供給減少により食肉全般で価格が高騰しております。しかしながら、このような環境にあるため、比較的安価な食肉としての輸入鶏肉の需要が高まり、当社の畜産品事業をけん引しております。

農産品では、大豆等で中国などの産地価格が上昇したことや、ロシアでは輸出規制等も行っており、割高感から取扱数量も減少となりました。

中国向け新規ビジネスに関しては、中国のネット販売会社向けの生活関連商品の拡販により、想定以上に売上高を伸ばすことができました。

輸入豚肉に関しましても、前事業年度では既存の輸入取引の商流等の見直し変更で減少しておりましたが、徐々に回復しつつあります。

(第82期)

当事業年度については、「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。



(8) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

内外物資の輸出入、国内取引を主要業務としております。取扱商品は畜産物・加工食品・農産物・化学品・生活雑貨など生活用・産業用資材全般にわたるとともに、それらに付帯または関連する業務を行っております。

(9) 主要な営業所等 (2022年9月30日現在)

国内： 本社

(10) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
29名	1名増	43歳	13.1年

(11) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,738百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,688
株式会社みずほ銀行	1,232
タイハイ株式会社	200
三井住友信託銀行株式会社	47
株式会社滋賀銀行	25
株式会社百十四銀行	17

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式総数 1,934,019株

(注) 2022年9月1日付の第三者割当増資により、発行済株式総数は、333,600株増加しております。

(3) 株主数 3,744名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数	持株比率
株式会社エビス商事	136,100株	7.0%
山内 正隆	119,300	6.1
太洋不動産株式会社	111,900	5.7
リバイブ投資事業組合	111,200	5.7
桑畑 夏美	111,200	5.7
湯浅 健右	77,800	4.0
柏原 滋	71,600	3.7
桑畑 幸奈	67,500	3.4
株式会社敷島ファーム	66,400	3.4
桑畑 直樹	45,900	2.3

(注) 持株比率は自己株式（753株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度中において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2022年8月16日	2022年8月16日
新株予約権の数		40個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり925円 (1株当たり9.25円)	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり94,600円 (1株当たり946円)	新株予約権1個当たり97,700円 (1株当たり977円)
権利行使期間		2022年9月2日から 2025年9月1日まで	2024年9月2日から 2027年9月1日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保 有 状 況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 40個 目的となる株式の数 4,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 40個 目的となる株式の数 4,000株 保有者数 2名
	社外取締役	—	新株予約権の数 20個 目的となる株式の数 2,000株 保有者数 2名
	監査役	—	新株予約権の数 40個 目的となる株式の数 4,000株 保有者数 4名

(注) 1.

①新株予約権者は、2022年9月期から2024年9月期までのいずれかの期における当社の営業利益が、500百万円を超過した場合、権利を行使することができる。また、営業利益については、当社決算短信に記載された損益計算書における営業利益とし、国際会計基準等の適用により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で

定めるものとする。ただし、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額（ただし、取締役会により適正に調整されるものとする。）に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事実に大きな変更が生じた場合
  - (b)その他上記に準じ、当社が割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ②新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義されるところによる。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 2.

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義されるところによる。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2022年8月16日	2022年8月16日
新株予約権の数		45個	300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 925円 (1株当たり9.25円)	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 94,600円 (1株当たり946円)	新株予約権1個当たり 97,700円 (1株当たり977円)
権利行使期間		2022年9月2日から 2025年9月1日まで	2024年9月2日から 2027年9月1日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 45個 目的となる株式の数 4,500株 保有者数 6名	新株予約権の数 300個 目的となる株式の数30,000株 保有者数 28名

(注) 1.

- ①新株予約権者は、2022年9月期から2024年9月期までのいずれかの期における当社の営業利益が、500百万円を超過した場合、権利を行使することができる。また、営業利益については、当社決算短信に記載された損益計算書における営業利益とし、国際会計基準等の適用により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。ただし、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額（ただし、取締役

会により適正に調整されるものとする。)に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事実に変更に大きな変更が生じた場合
  - (b)その他上記に準じ、当社が割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ②新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義されるところによる。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 2.

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義されるところによる。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行う

ことはできない。

④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 会社役員に関する状況（2022年9月30日現在）

##### （1）取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	松島 伸介	管理本部 管掌
取 締 役	姜 偉 (長崎旭倫)	食料部 営業開拓部 生活産業部 上海太洋栄光商業有限公司 総経理
取 締 役	横 山 友 之	公認会計士・横山経営会計事務所 代表
取 締 役	大 下 良 仁	弁護士
常 勤 監 査 役	久 慈 修 司	脳力回復支援センター 代表
監 査 役	梅 澤 孝 夫	公認会計士
監 査 役	上 楽 裕 三	株式会社中小企業ファイナンシャルアドバイザー 代表取締役
監 査 役	近 藤 哲 也	大手町国際法律事務所 代表 株式会社FHTホールディングス 社外取締役

- (注) 1.取締役 横山友之及び大下良仁氏は社外取締役であります。  
2.監査役 久慈修司氏、梅澤孝夫氏、上楽裕三氏及び近藤哲也氏は社外監査役であります。  
3.情報収集の充実に、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査機能を強化するために久慈修司氏を常勤監査役として選定しております。  
4.取締役 横山友之氏は、公認会計士資格及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
5.取締役 大下良仁氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
6.監査役 久慈修司氏は、農業知識が豊富で、健康食品等に関しても高い見識を有されており、経営全般への助言等の業務等で活躍されてきており、その経験実績を当社の監査へ反映していただいております。  
7.監査役 梅澤孝夫氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
8.監査役 上楽裕三氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
9.監査役 近藤哲也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
10.2022年3月1日をもって、松島伸介氏は代表取締役に就任し、横山友之氏及び大下良仁氏は取締役に就任いたしました。  
11.当社は、東京証券取引所に対して、取締役大下良仁氏、取締役横山友之氏、監査役久慈修司氏、監査役梅澤孝夫氏及び監査役上楽裕三氏及び監査役近藤哲也氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び管理職従業員となります。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
福中 昇男	2021年12月28日	任期満了	常勤監査役
日下部 繁次	2022年3月1日	任期満了	社外取締役 株式会社Labotホールディングス 代表取締役
柏原 滋	2022年4月30日	辞任	取締役 太洋不動産株式会社 代表取締役

- (注) 1.2022年3月1日開催の臨時株主総会までの間、柏原滋氏、姜偉(長崎旭倫)氏及び日下部繁次氏は会社法第346条第1項の定めに基づく権利義務取締役を務めました。  
2.当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動状況は次の通りであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
柏原 滋	代表取締役	取締役	2022年3月1日



## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年4月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係わる取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### a.基本方針

当社取締役の報酬は株主総会決議により定められた取締役報酬限度額の範囲内において各職責を踏まえた適正な水準としております。具体的には固定報酬としての基本報酬及び長期的な取締役及び監査役へのインセンティブとして、ストックオプション制度を導入しております。短期の業績により変動する業績連動報酬は導入しておりません。

#### b.基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

#### c.非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等の内容は、ストック・オプションであり、その詳細は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「3新株予約権の状況(2)当事業年度末に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況」に記載しております。

#### d.取締役会の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、代表取締役に対し、各取締役の報酬等について、委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたって取締役会にて妥当性等について確認しております。

## ②当事業年度に係わる報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等 (ストック・オプション)
取締役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	○	27,034千円 (4,250千円)	○ ○
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	○	11,070千円 (6,750千円)	○ ○
合計 (うち社外役員)	11名 (7名)	○	38,104千円 (11,000千円)	○ ○

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1989年12月25日開催の第49回定時株主総会決議において年額250,000千円以内と決議いただいております。また、当社は、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図り、将来的な時価総額向上へのインセンティブを高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としてストック・オプション報酬制度を定めております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、1989年12月25日開催の第49回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。また、当社は、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図り、将来的な時価総額向上へのインセンティブを高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としてストック・オプション報酬制度を定めております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は4名）です。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
4. 業績連動報酬等の該当はありません。
5. 非金銭報酬等は、当事業年度において費用計上した金額を記載しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役大下良仁氏は、弁護士法人琴平総合法律事務所の社員であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

社外取締役横山友之氏は、横山経営会計事務所の代表であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役久慈修司氏は能力回復支援センターの代表であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役上柴裕三氏は株式会社中小企業ファイナンシャルアドバイザーの代表取締役であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役近藤哲也氏は大手町国際法律事務所の代表であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度におきましては、取締役会を24回開催し、監査役会を16回開催しております。

大下良仁氏は、当社の社外取締役就任後に開催された取締役会に12回出席いただき、社外取締役としての見地から適宜発言いただいております。

横山友之氏は、当社の社外取締役就任後に開催された取締役会に13回出席いただき、社外取締役としての見地から適宜発言いただいております。

日下部繁次氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会の機能強化と業務執行の監督等に役割・責務を果たしております。また、当社の取締役会に11回出席いただき、社外取締役としての見地から適宜発言いただいております。

久慈修司氏は、客観的な立場から取締役会において業績その他の経営環境を把握し、取締役との意見交換を図っております。また、監査役会16回に全て、取締役会についても24回全て出席し、経営全般に関する経験・実績を活かし適宜発言いただき、監査機能を十分に発揮いたしました。

梅澤孝夫氏は、公認会計士及び監査法人等で培われた知識・経験及び客観的な立場から取締役会において業績その他の経営環境を把握し、取締役との意見交換を図っております。また、当社の監査役会16回に全て、取締役会についても23回出席し、公認会計士及び監査法人等で培われた知識・経験を活かし適宜発言いただき、監査機能を十分に発揮いたしました。

上楽裕三氏は、公認会計士及び監査法人等で培われた知識・経験及び客観的な立場から取締役会において業績その他の経営環境を把握し、取締役との意見交換を図っております。また、当社の監査に社外監査役就任後に開催された監査役会11回に全て、取締役会についても18回全て出席し、公認会計士及び監査法人等で培われた知識・経験を活かし適宜発言いただき、監査機能を十分に発揮いたしました。

近藤哲也氏は、弁護士として培われた知識・経験及び客観的な立場から取締役会において業績その他の経営環境を把握し、取締役との意見交換を図っております。また、当社の監査に社外監査役就任後に開催された監査役会に10回、取締役会についても18回全て出席し、弁護士として培われた知識・経験を活かし適宜発言いただき、監査機能を十分に発揮いたしました。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました監査法人アヴァンティアは、2021年12月28日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17

(注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ、剰余金の分配を検討する所存であります。なお、配当を行う場合につきましては、期末配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は取締役会決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

---

(注) 本事業報告中の記載数字は下記のとおり表示しております。

- 1.金額については、表示単位未満を切り捨てております。
- 2.株式数については、百株未満を切り捨てております。
- 3.比率については、小数第二位を切り捨てております。

# 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,705,896	流動負債	7,524,077
現金及び預金	320,126	支払手形	383,481
電子記録債権	8,276	買掛金	770,543
売掛金	4,390,427	短期借入金	5,949,610
商品	2,592,884	1年以内長期借入金	2,328
前渡金	221,443	未払金	13,582
前払費用	17,901	未払費用	345,632
未収入金	137,168	未払法人税等	20,250
デリバティブ資産	15,422	契約負債	19,788
その他	2,246	預り金	12,505
固定資産	529,916	その他	6,353
有形固定資産	228,905	固定負債	147,036
建物	78,747	繰延税金負債	39,161
器具及び備品	4,597	退職給付引当金	107,875
土地	145,560	負債合計	7,671,113
無形固定資産	2,859	純資産の部	
電話加入権	2,859	株主資本	545,071
投資その他の資産	298,151	資本金	257,792
出資金	10	資本剰余金	157,792
関係会社出資金	59,442	資本準備金	157,792
前払年金費用	112,471	利益剰余金	130,455
その他	123,227	その他利益剰余金	130,455
資産合計	8,235,813	繰越利益剰余金	130,455
		自己株式	△969
		評価・換算差額等	10,699
		繰延ヘッジ損益	10,699
		新株予約権	8,927
		純資産合計	564,699
		負債及び純資産合計	8,235,813

# 損 益 計 算 書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	21,045,811
売上原価	20,296,580
売上総利益	749,231
販売費及び一般管理費	514,201
営業利益	235,029
営業外収益	39,847
受取利息及び配当金	59
受取賃貸料	9,734
為替差益	7,587
助成金収入	2,995
保険解約返戻金	17,363
その他の	2,107
営業外費用	101,771
支払利息	54,912
株式交付費	35,737
その他の	11,122
経常利益	173,104
特別利益	3,447
短期売買利益受贈益	3,447
特別損失	23,769
固定資産減損損失	23,396
固定資産売却損	372
税引前当期純利益	152,782
法人税、住民税及び事業税	27,270
法人税等調整額	△7,508
当期純利益	133,020

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月28日

太 洋 物 産 株 式 会 社  
取締役会御中

KDA監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	佐 佐 木 敬 昌
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	関 本 享

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太洋物産株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月29日

太洋物産株式会社 監査役会  
常勤監査役 久慈 修司 (印)  
監査役 梅澤 孝夫 (印)  
監査役 上楽 裕三 (印)  
監査役 近藤 哲也 (印)

(注) 監査役 久慈 修司、梅澤孝夫、上楽裕三及び近藤哲也は社外監査役であります。

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 監査等委員会を設置し、取締役の職務執行の監督等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能の一層の強化により、さらなるコーポレートガバナンスの強化及び持続的な企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員及び監査等委員会に関する定款の条文の新設ならびに監査役及び監査役会に関する定款の条文の削減等を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) 実質的な本社機能を有する事務所の所在地と登記上の本店所在地を同一にするため、定款を変更するものであります。
- (4) 当社では、本株主総会にて定款変更議案の承認をいただくことを前提に2022年11月29日開催の取締役会において監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これにより、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役の定員をそれぞれ10名と6名に定めるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 ~ 第2条 (条文省略) (本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。 (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 ~ 第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 ~ 第14条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 ~ 第2条 (現行どおり) (本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>新宿区</u>に置く。 (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 ~ 第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 ~ 第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第16条 ~ 第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略) (新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第16条 ~ 第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役、役付取締役、執行役員及び相談役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役、執行役員、相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第24条 ~ 第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役、役付取締役、執行役員及び相談役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役、執行役員、相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第24条 ~ 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第29条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者も含む。)の損害賠償責任を、取締役会の決議によって法令の限度において、免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額については、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第30条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額については、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条 ~ 第40条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、<u>各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>



現行定款	変更案
(新 設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をしてこれを当会社に保存する。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第36条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
(新 設)	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第37条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
(新 設)	<p>2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
(新 設)	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>第41条 ~ 第44条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>第40条 ~ 第43条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第82期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第82期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 変更前定款第15条の規程の削除および変更後定款15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（2019年法律第70号）付則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。</u></p> <p><u>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員を除く。）2名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、当社取締役会での審議を経て、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者を決定しております。

本議案は、本総会において、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	(再任) まつ しま しん すけ 松 島 伸 介 (1971年8月28日生)	1994年10月 高木証券 入社 1996年10月 株式会社アプラス 入社 2000年1月 フレックス株式会社 入社 2009年6月 株式会社エムエム 設立 同社 代表取締役（現任） 2022年3月 太洋物産株式会社 代表取締役社長（現任） 管理本部管掌（現任）	0株
2	(再任) じゃん うょい ながさき あきのり 姜 偉 (長崎 旭倫) (1964年9月20日生)	1985年12月 太洋物産株式会社 入社 2006年4月 北京駐在事務所長 2010年1月 北京駐在事務所長兼広州駐在事務所長 2012年4月 営業開拓部マネージャー兼 北京駐在事務所長 兼 広州駐在事務所長 2012年11月 上海太洋栄光商業有限公司 董事長 2013年12月 補欠取締役 執行役員 営業開拓部 ジェネラルマネージャー 2016年12月 太洋物産株式会社 取締役（現任） 2016年12月 食料1部 食料2部 営業開拓部 生活産業部 上海太洋栄光商業有限公司 管掌 2019年1月 食料部 営業開拓部 生活産業部 管掌 上海太洋栄光商業有限公司 総経理（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松島伸介氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由は、ファイナンス業務を中心として豊富な経験を有し、さらに企業に対するコンサルティング・M&A事業を営む会社の代表取締役としての経験も有していることから、当社を取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。
3. 姜偉氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由は、1985年に当社へ入社以来、長年にわたって勤務し、2016年より当社取締役も務めるなど、豊富な経験と理解を備えていることから、当社取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。
4. 役員等賠償責任保険契約の概要
- 当社は、取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、監査等委員会設置会に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、本總會において第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	新任取締役候補者 よこ やま とも ゆき 横山友之 (1975年6月5日生)	2002年10月 監査法人トーマツ入社 2006年12月 公認会計士登録 2009年4月 デロイトトーマツFAS株式会社 (現 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社) 出向 2009年7月 横山経営会計事務所設立 同代表者(現任) 税理士登録 2011年5月 ポケットカード株式会社 社外独立役員 2015年7月 株式会社立飛ストラテジーラボ 非常勤執行役員(現任) 2019年3月 光ビジネスフォーム株式会社 社外独立役員(現任) 2021年7月 一般社団法人立飛教育文化振興会 理事長 (現任) 2021年10月 一般財団法人オークネット財団 評議員 (現任) 2022年3月 太洋物産株式会社 社外取締役(現任) 2022年4月 TRIBAWL株式会社 社外取締役(現任)	0株
2	新任取締役候補者 おお した よし ひと 大下良仁 (1986年1月24日生)	2012年1月 大分地方裁判所 判事補 任官 2015年4月 二重橋法律事務所(現 祝田法律事務所) 入所 2017年4月 東京地方裁判所 判事補 2019年4月 弁護士登録 弁護士法人琴平総合法律事務所入所(現任) 2020年4月 株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス 監査役(現任) 2022年3月 太洋物産株式会社 社外取締役(現任)	0株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	新任取締役候補者 じょうらく ひろみつ 上 楽 裕 三 (1985年4月16日生)	2010年1月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人 トーマツ) 入所 2014年3月 公認会計士 登録 2014年9月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバ イザリー株式会社 (現 デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会 社) 出向 2017年10月 株式会社ストライク 入社 2020年10月 株式会社中小企業ファイナンシャルアドバ イザリー 設立 同社代表取締役 (現任) 2021年12月 太洋物産株式会社 社外監査役 (現任)	0株

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.横山友之氏、大下良仁氏、上楽裕三氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 3.横山友之氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。  
横山友之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、大手監査法人での勤務経験、自らが代表を務める会計事務所の経営経験も有することから、有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、監査等委員である取締役として、当社の業務執行を監査する適切な人材と判断しました。
- 4.大下良仁氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。  
大下良仁氏は、裁判官としての経験と弁護士としての経験双方を有し、法律実務に関する豊富な経験を有していることから、有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、監査等委員である取締役として、当社の業務執行を監査する適切な人材と判断しました。
- 5.上楽裕三氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。  
上楽裕三氏は、公認会計士として、上場会社の監査業務、M&A及びコンサルティング業務の経験を活かし、コーポレートファイナンスの視点から、当社の企業価値の向上とガバナンスの強化を図り、当社の監査役就任以降その豊富な経験を活かし、監査役立場から経営全般に対して適宜積極的な発言をいただくなど、監査役として職務を適切に遂行いただいております。監査等委員である取締役として、当社の業務執行を監査する適切な人材と判断しました。
- 6.監査等委員である社外取締役との責任限定契約の内容の概要  
横山友之氏、大下良仁氏及び上楽裕三氏が当社監査等委員である社外取締役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 7.役員等賠償責任保険契約の概要  
当社は、監査等委員である取締役及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での契約更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、1989年12月25日開催の第49回定時株主総会において、年額250百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額200百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、当社における第82期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告15頁以下に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、34頁記載のとおり、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、2名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。



## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 会計監査人選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の会計監査人である「KDA監査法人」は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

監査役会が「フロンティア監査法人」を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人の専門性、独立性、職務遂行能力、品質管理体制、当社の事業内容との親和性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適正と判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2022年10月31日現在)

名 称	フロンティア監査法人
事 務 所	東京都品川区西五反田二丁目25番3号フロンティアビル
沿 革	2007年2月 フロンティア監査法人設立
概 要	資本金 10百万円 構成人員 代表社員 7名 公認会計士（非常勤含む） 27名 その他職員（非常勤含む） 9名 合計 43名 関与会社数 12社

(注)フロンティア監査法人が原案通り選任された場合、当社と同監査法人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定であります。

以 上

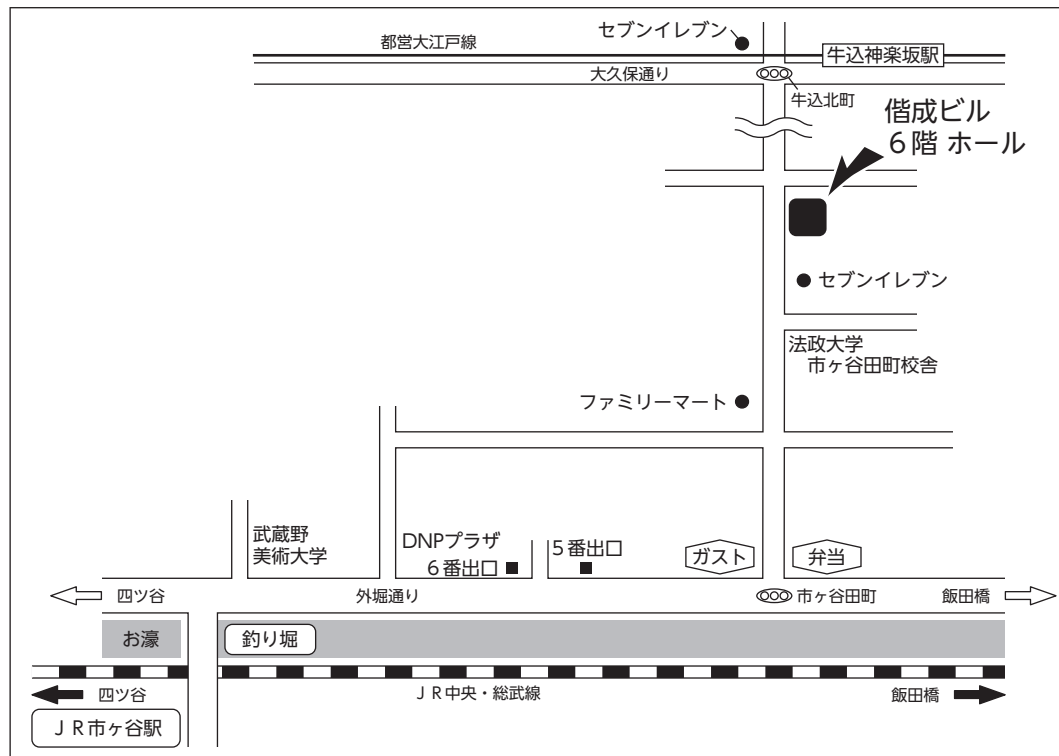
メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.



# 株主総会会場ご案内図

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地  
借成ビル 6階 ホール  
連絡先 03 (5946) 8000 (総務部)



## 交通のご案内

### 最寄駅

J R中央・総武線／東京メトロ有楽町線・南北線 「市ヶ谷駅」 徒歩8分  
都営大江戸線 「牛込神楽坂駅」 徒歩8分